

第 89 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年8月28日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

大阪府河内長野市寿町6番25号
当社本店2階 会議室

※本総会の会場にエレベーター等はありませんので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	36

・本総会における事前の議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、書面（郵送）により行使いただく方法がございます。

・株主総会当日のお土産の配布はございません。

・本総会の会場変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）にてお知らせいたします。

証券コード 5967
(発送日) 2024年8月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年8月5日

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪府河内長野市寿町6番25号
(本社)
東京都荒川区東日暮里四丁目7番5号

TONE株式会社
取締役社長 矢野大司郎

第89回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第89回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tonetool.co.jp/ir/stockholders.php>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「TONE」または「コード」に当社証券コード「5967」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご来場されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年8月27日（火曜日）午後5時25分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府河内長野市寿町6番25号
当社本店2階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

株主総会に関するご留意事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社では、環境に配慮して軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても、熱中症対策として、軽装にてご出席ください。
- 議場における報告事項や議案の詳細は説明を省略させていただくなどにより、効率的に議事を進めさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の「当社ウェブサイト」および「東証ウェブサイト」において、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 「定時株主総会決議ご通知」につきましては、本招集ご通知に記載の前記の「当社ウェブサイト」に掲載させていただきます。

事業報告

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要や企業の設備投資の再開など、経済活動は活性化に向かっております。しかし円安や原材料やエネルギー価格の高騰が長期化するなか、ウクライナおよび中東情勢などの地政学的リスクへの警戒感が高まり、先行きは依然として不透明な状況であります。

このような経営環境の中で、当社グループは「『ボルディング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客さまが求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、より多くのお客さまに「ボルト締結」に最適な手段を提供するとともに、「締結」に関する課題解決を通じて「満足」「感動」「価値」を提供してまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は75億7千8百万円（前年同期比11.4%増）となりました。また、利益面では営業利益は11億2千4百万円（前年同期比8.0%減）、経常利益は12億5千4百万円（前年同期比1.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億4千2百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

部 門	当連結会計年度売上高	構 成 比	前 連 結 会 計 年 度 比
作 業 工 具 類	4,631百万円	61.1%	119.6%
機 器 類	2,946	38.9	100.6
合 計	7,578	100.0	111.4
う ち 輸 出 高	1,481	19.5	95.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主に物流倉庫等の建築工事費用等に総額4億7千6百万円（建設仮勘定を含む。）の設備投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等より長期借入金および社債として、総額22億円の資金調達を実施いたしました。

なお、総額のうち5千万円の資金調達は、以下のとおり社債発行を行いました。

会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
TONE株式会社	第1回無担保社債	2024年3月26日	5千万円	2031年3月25日

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本国内は価格転嫁を基軸に経済活動は比較的安定することが期待できます。一方で、円安や原材料高騰および人材不足などの懸念材料があり、今後の見通しは不透明であります。

このような厳しい環境のなかで、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、徹底した原価低減により競争力の強化を図るとともに、海外拠点の安定稼働とグループ全体の製造・物流・販売体制の最適化を図ってまいります。

また、品質と信頼の世界ブランド「TONE」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客さまに「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいりますとともに、世界に冠たる総合工具メーカーとしての地位を一段と揺るぎないものとするため、全社グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期 当連結会計年度
売 上 高	6,120百万円	6,446百万円	6,800百万円	7,578百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	841百万円	692百万円	866百万円	942百万円
1株当たり 当期純利益	85.42円	64.36円	80.21円	85.35円
純 資 産	8,042百万円	8,514百万円	9,726百万円	10,670百万円
1株当 た り 純 資 産	751.42円	789.81円	873.94円	977.60円
総 資 産	9,474百万円	9,972百万円	11,345百万円	14,873百万円

- (注) 1. 2022年5月期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、2022年5月期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 2022年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2021年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TONE ALPHA株式会社	10百万円	100.0%	作業工具類、機器類の販売
TONE VIETNAM CO., LTD.	700,000米ドル	100.0%	作業工具類、機器類の製造、販売
TONE AMERICAS, INC.	1,000,000米ドル	100.0%	作業工具類、機器類、その他関連の 部品、製品、用品の販売・貿易

- (注) 2023年7月28日付で、当社の連結子会社であるロック株式会社は、商号をTONE ALPHA株式会社に変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

部 門	製 品 名
作 業 工 具 類	ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、単能レンチ、絶縁工具、特殊工具、工具セット、工具収納器具他
機 器 類	シヤーレンチ、建方1番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジタルク、その他の締付機器

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

工 場：本店・河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）、TONE SQUARE（大阪府富田林市）

(注) 1. 当社は、2024年2月に物流倉庫等の拠点として、TONE SQUARE（大阪府富田林市）を新設いたしました。

2. 当社は、2024年3月1日付で、本社を大阪府河内長野市から東京都荒川区へ移転いたしました。なお、登記上の本店所在地（大阪府河内長野市）は変更ありません。

② 連結子会社（国内）

TONE ALPHA株式会社（大阪府富田林市）

③ 連結子会社（海外）

TONE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、TONE AMERICAS, INC.（アメリカ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
155名	3名増

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計17名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127名	1名減	44.7歳	19.1年

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計8名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	462百万円
株式会社関西みらい銀行	390
株式会社北陸銀行	385
株式会社大垣共立銀行	341
株式会社りそな銀行	289

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,613,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,713,000株 (うち自己株式 277,369株)
 (3) 株主数 1,773名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
スパイラルキャピタルパートナーズ株式会社	1,476千株	12.91%
中央自動車工業株式会社	1,000	8.74
日本生命保険相互会社	566	4.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	520	4.55
株式会社山善	477	4.17
ＴＯＮＥ株式会社従業員持株会	434	3.80
INTERACTIVE BROKERS LLC	404	3.53
アスカ株式会社	400	3.50
株式会社北陸銀行	380	3.32
株式会社関西みらい銀行	380	3.32

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。
 2. 「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式520,769株は、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

役員区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役 (監査等委員である取締役 および社外取締役を 除く)	46,200	4

- (6) その他株式に関する重要な事項
当社は、2023年7月13日および2024年3月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式260,400株の取得を行いました。また、2023年8月29日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として自己株式46,200株の処分を行いました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	松 村 昌 造	
取締役社長 (代表取締役)	矢 野 大 司 郎	製造部担当、管理部担当
常務取締役	平 尾 元 宏	開発部担当、品質保証部長
取 締 役	平 尾 昌 彦	営業本部長
取 締 役 (監査等委員)	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 神陽監査法人 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	雨 宮 沙 耶 花	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社スタジオアリス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）粕井隆氏は、経営コンサルタントとして長年の実績があり、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）松井大輔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）雨宮沙耶花氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査に対する透明性を確保するため、また、「6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に沿った監査の実効性を確保していることから、監査等委員会は全員独立の社外取締役（非常勤）で構成しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 取締役会長（代表取締役）松村昌造氏は、2023年8月29日付で取締役会長に就任いたしました。
6. 取締役会長松村昌造氏は、2024年6月1日付で取締役相談役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年4月14日開催の取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議する内容について役員報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることや、役員報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ.基本方針

当社の役員報酬等は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上および経営能力の最大限の発揮と取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役（以下、「業務執行取締役」といいます。）の役員報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬、株式報酬により構成されております。

また、監査等委員である取締役の役員報酬は、企業業績に左右されずに業務執行取締役の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、基本報酬（固定報酬）のみで構成されており、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株式報酬）は支給しないこととします。

ロ.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定するものとし、

ハ.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、企業活動の最終的な利益である連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」といいます。）が取締役の責任と権限を持って会社経営を行った最終結果の利益であり、取締役の成果を最終的に判断できるものであることから業績指標として妥当であると判断しております。また、連結当期純利益（業績連動報酬控除前）が一定の基準未満の場合および年間配当金が一定の金額未満の場合には支給しないこととしております。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、9億4千2百万円であります。

業績連動報酬等は、各連結会計年度の連結当期純利益（業績連動報酬控除前）に、役員別に定めた支給乗率を乗じて算出し、定時株主総会終結後、2週間以内に支払うこととします。

非金銭報酬等は、株式報酬として譲渡制限付株式を、定時株主総会終結後1ヶ月以内に役員に応じて付与します。

実質的に在任期間中継続的に自社株を所有することで、株主価値の共有を中長期的に実現することを図るため、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年としております。

二.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社や同規模企業の支給水準を踏まえた報酬割合とし、役員報酬諮問委員会において検討を行います。取締役は役員報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

報酬総額に占める報酬割合（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く。）は、業績および株価により変動するものの、概ね、基本報酬（固定報酬）60%、変動報酬（業績連動報酬等と非金銭報酬等）40%とします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

2019年8月29日開催の第84回定時株主総会において、上記報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額3,600万円以内、株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

また、2022年8月26日開催の第87回定時株主総会において、上記報酬等の総額は変更せず、その内枠である譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額3,600万円以内から年額6,000万円以内に改定することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	161,762	78,240	29,500	54,022	4
取締役 (監査等委員)	18,900	18,900	—	—	3
合計 (うち社外役員)	180,662 (18,900)	97,140 (18,900)	29,500 (—)	54,022 (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取締役 (監査等委員)	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長 当社と上記1法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 神陽監査法人 代表社員 当社と上記3法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	雨 宮 沙耶花	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社スタジオアリス 社外取締役 (監査等委員) 当社と弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結しておりますが、取引金額は僅少であります。また、当社と株式会社スタジオアリスとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	粕 井 隆	当事業年度開催の取締役会13回すべて、監査等委員会9回すべてに出席し、経営コンサルタントとして数多くの企業で経営コンサルティング業務に従事した実績に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会4回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松 井 大 輔	当事業年度開催の取締役会13回すべて、監査等委員会9回すべてに出席し、公認会計士、税理士として会計および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会4回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	雨 宮 沙耶花	当事業年度開催の取締役会13回すべて、監査等委員会9回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門的な知識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会4回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TONE VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けるとする。
 - ② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
 - ③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。
 - ④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。
 - ⑤ 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。
 - ② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。
- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。
 - ② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。
 - ③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生したまたは発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

- (4) **当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。
 - ② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (5) **当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告する。
- (6) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導する。
 - ② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行う。
- (7) **当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - ② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - ③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。
- (8) **当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

③ 当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

(9) **(8)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

(10) **当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。
- ② 監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

(12) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価する。
- ② 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告する。
- ③ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部門および経営企画部門の部門長を含めたメンバーで毎月1回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役および各部門長で経営執行会議を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- (2) 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当期末の配当につきましては、2024年7月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 20円50銭
配当総額 234,430,435円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年8月8日

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	9,183,247	流動負債	2,018,227
現金及び預金	2,248,514	支払手形及び買掛金	817,230
受取手形及び売掛金	1,850,196	1年内返済予定の長期借入金	397,060
商品及び製品	2,756,060	1年内償還予定の社債	7,000
仕掛品	506,632	リース債務	312
原材料及び貯蔵品	1,640,794	未払法人税等	201,453
その他	187,410	賞与引当金	92,219
貸倒引当金	△6,362	未払金	388,506
固定資産	5,690,420	未払費用	48,322
有形固定資産	3,012,390	製品保証引当金	9,000
建物及び構築物	1,164,183	その他	57,123
機械装置及び運搬具	204,592	固定負債	2,185,035
工具、器具及び備品	61,739	長期借入金	1,760,938
土地	1,576,096	社債	43,000
リース資産	284	繰延税金負債	291,423
建設仮勘定	5,494	資産除去債務	3,780
無形固定資産	51,258	長期未払金	1,400
ソフトウェア	48,642	株式給付引当金	80,493
その他	2,616	その他	4,000
投資その他の資産	2,626,771	負債合計	4,203,262
投資有価証券	2,250,360	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	39,160	株主資本	9,751,673
その他	337,250	資本金	605,000
資産合計	14,873,667	資本剰余金	803,548
		利益剰余金	9,003,546
		自己株式	△660,421
		その他の包括利益累計額	918,731
		その他有価証券評価差額金	834,272
		為替換算調整勘定	84,459
		純資産合計	10,670,404
		負債及び純資産合計	14,873,667

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		7,578,756
売上原価		4,444,257
売上総利益		3,134,499
販売費及び一般管理費		2,009,546
営業利益		1,124,952
営業外収益		
受取利息及び配当金	65,004	
為替差益	59,697	
その他の	12,727	137,429
営業外費用		
支払利息	5,569	
社債利息	78	
固定資産除売却損	2,053	
その他の	66	7,768
経常利益		1,254,613
特別利益		
投資有価証券売却益	78,932	78,932
税金等調整前当期純利益		1,333,545
法人税、住民税及び事業税	405,552	
法人税等調整額	△14,673	390,878
当期純利益		942,667
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		942,667

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年6月1日残高	605,000	788,827	8,299,723	△406,126	9,287,423
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△238,843		△238,843
親会社株主に帰属する当期純利益			942,667		942,667
自己株式の取得				△299,825	△299,825
自己株式の処分		14,720		45,530	60,251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	14,720	703,823	△254,294	464,250
2024年5月31日残高	605,000	803,548	9,003,546	△660,421	9,751,673

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2023年6月1日残高	407,602	31,620	439,222	9,726,645
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△238,843
親会社株主に帰属する当期純利益				942,667
自己株式の取得				△299,825
自己株式の処分				60,251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	426,669	52,838	479,508	479,508
連結会計年度中の変動額合計	426,669	52,838	479,508	943,758
2024年5月31日残高	834,272	84,459	918,731	10,670,404

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	8,754,137	流動負債	2,061,665
現金及び預金	1,841,858	支払手形	17,551
受取手形	15,960	電子記録債権	90,148
電子記録債権	26,478	掛金	781,518
売掛金	1,813,455	1年内返済予定の長期借入金	397,060
商製品	1,722,077	1年内償還予定の社債	7,000
製成品	950,104	リース債権	312
原材料	1,383,490	未払費用	397,376
仕掛品	507,024	未払法人税等	46,323
貯蔵品	47,437	未預り税金	193,123
前払費用	58,976	引当金	8,174
関係会社短期貸付金	24,722	保証引当金	92,219
未収入金	265,054	その他	9,000
その他の金	103,860	固定負債	2,185,985
貸倒引当金	△6,362	長期借入金	1,760,938
固定資産	5,872,247	社長債権	43,000
有形固定資産	2,787,031	長期未払負債	1,400
建物	937,333	繰延税金負債	294,074
構築物	50,241	資産除去費	3,780
機械及び装置	140,853	株式給付引当金	80,493
車両運搬具	16,125	預り保証金	2,300
工具、器具及び備品	60,602	負債合計	4,247,651
土地	1,576,096	(純資産の部)	
リース資産	284	株主資本	9,544,461
建設仮勘定	5,494	資本	605,000
無形固定資産	51,097	本剰余金	803,548
ソフトウェア	48,481	資本剰余金	163,380
その他	2,616	利益剰余金	640,167
投資その他の資産	3,034,117	利益剰余金	8,796,335
投資有価証券	2,250,360	利益準備金	151,250
関係会社株式	181,547	その他利益剰余金	8,645,085
関係会社長期貸付金	376,997	配当準備金	40,000
保険積立金	157,922	別途積立金	530,000
前払年金費用	39,160	繰上り利益剰余金	220,218
その他	28,128	繰上り利益剰余金	7,854,866
資産合計	14,626,384	自己株	△660,421
		評価・換算差額等	834,272
		その他の有価証券評価差額金	834,272
		純資産合計	10,378,733
		負債及び純資産合計	14,626,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	7,500,539
売 上 原 価	4,533,628
売 上 総 利 益	2,966,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,933,821
営 業 利 益	1,033,090
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78,946
為 替 差 益	68,052
そ の 他	12,306
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,930
社 債 利 息	78
固 定 資 産 除 却 損	2,053
そ の 他	32
経 常 利 益	1,185,300
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,932
税 引 前 当 期 純 利 益	1,264,233
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	384,145
法 人 税 等 調 整 額	△13,013
当 期 純 利 益	893,101

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2023年6月1日残高	605,000	163,380	625,446	788,827	151,250	40,000	530,000	228,577	7,192,250	8,142,077
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△238,843	△238,843
圧縮積立金の取崩								△8,358	8,358	—
当期純利益									893,101	893,101
自己株式の取得										
自己株式の処分			14,720	14,720						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	14,720	14,720	—	—	—	△8,358	662,616	654,258
2024年5月31日残高	605,000	163,380	640,167	803,548	151,250	40,000	530,000	220,218	7,854,866	8,796,335

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年6月1日残高	△406,126	9,129,777	407,602	407,602	9,537,379
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△238,843			△238,843
圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		893,101			893,101
自己株式の取得	△299,825	△299,825			△299,825
自己株式の処分	45,530	60,251			60,251
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			426,669	426,669	426,669
事業年度中の変動額合計	△254,294	414,684	426,669	426,669	841,354
2024年5月31日残高	△660,421	9,544,461	834,272	834,272	10,378,733

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年7月19日

TONE株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TONE株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TONE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年7月19日

TONE株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TONE株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月23日

ＴＯＮＥ株式会社 監査等委員会

監査等委員 粕井 隆 ㊞

監査等委員 松井 大輔 ㊞

監査等委員 雨宮 沙耶花 ㊞

(注) 監査等委員粕井隆、松井大輔及び雨宮沙耶花は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)株主総会の招集権者および議長を取締役社長より、あらかじめ取締役会で定めた取締役に
変更

株主総会の招集権者および議長を取締役社長としている現行定款第13条（招集権者お
よび議長）を、あらかじめ取締役会で定めた取締役を招集権者および議長とするものと変
更し、これにより株主総会の運営を柔軟に行えるようにするものであります。

(2)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の員数の変更

昨今の経営環境の変化に対し、取締役会の意思決定機能の強化を図るため、また、執行
役員制度の整備による経営体制の変化により業務執行機能を執行役員が担うことで柔軟か
つ迅速な業務を執行することを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の員数を現行の4名以内から3名以内に減員し、監査体制の強化およびコーポレート・ガ
バナンスの向上を図るため、監査等委員である取締役の員数を現行の3名以内から4名以
内に増員することとし、現行定款第17条（員数）につき所要の変更を行うものでありま
す。

(3)役付取締役の定め廃止および社長および役付執行役員等の定めの新設

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化すること
で、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行
することを目的として、従来の雇用型執行役員制度に加え委任型執行役員制度を導入する
とともに、社長その他の地位を執行役員としての役位であることを明確にいたします。

これを定款上も反映すべく、現行定款第21条（役付取締役）の定めを廃止し、取締役
における社長等の地位は執行役員の地位とするため、変更案第22条（社長および役付執
行役員等）を新設するものであります。

また、これに伴い現行定款第4章の表題を変更するものであります。

(4)その他

上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>第14条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>3名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p>
<p>第18条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第24条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社長および役付執行役員等</u>)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から、社長および役付執行役員等を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第24条～第40条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする役員指名諮問委員会において候補者を審議のうえ、決定しております。また、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別		当社における地位	取締役会出席状況
1	やの だいじろう 矢野 大司郎	男性	<input checked="" type="checkbox"/> 再任	取締役社長 (代表取締役)	13回／13回
2	ひら おもと ひろ 平尾 元 宏	男性	<input checked="" type="checkbox"/> 再任	常務取締役	13回／13回
3	ひら おまさ ひこ 平尾 昌彦	男性	<input checked="" type="checkbox"/> 再任	取締役	13回／13回

候補者
番号
1

や の だいじろう
矢野 大司郎

生年月日 1957年4月26日生

再任 所有する当社の株式数 158,400株

略歴および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2000年9月 当社製造部次長
2006年3月 当社製造本部副本部長
2006年8月 当社取締役
2015年8月 当社常務取締役
2021年8月 当社代表取締役・取締役社長
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と製造全般における豊富な経験、高い見識に加え、2006年8月の当社取締役就任以降、製造本部長、営業本部長等を歴任し、2015年8月から2021年7月まで常務取締役、2021年8月からは代表取締役・取締役社長として強いリーダーシップを発揮しており、その豊富な経験と企業経営・組織運営に関する幅広い知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号
2

ひら お もと ひろ
平尾 元 宏

生年月日 1968年11月11日生

再任 所有する当社の株式数 61,100株

略歴および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
2009年8月 当社製造本部製造部次長
2012年6月 当社開発部長
2018年8月 当社取締役
2022年8月 当社常務取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、国内外グループ会社の経営にも携わり、それらの経歴を通じて、2022年8月からは常務取締役として強いリーダーシップを発揮しており、当社の事業運営に関する相当な知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考書類

候補者
番号
3

ひら お まさ ひこ
平 尾 昌 彦

生年月日 1959年12月1日生

再任

所有する当社の株式数 69,000株

略歴および重要な兼職の状況

2001年11月 当社入社
2009年 8 月 当社開発部長、開発センター長
2012年 6 月 当社河内長野工場長、製造部長
2012年 8 月 当社取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、海外グループ会社の経営にも携わり、2021年8月からは営業部門の責任者として同部門の中枢を担っております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者は現在当社の取締役であり、当社における地位および担当は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする役員指名諮問委員会において候補者を審議のうえ、監査等委員会の同意を得て決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別		当社における地位	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	いの うえ まさ よし 井 上 昌 良	男性	新任	執行役員 管理部長	一回/一回	一回/一回
2	かす い たかし 粕 井 隆	男性	再任	社外 独立 取締役 (監査等委員)	13回/13回	9回/9回
3	まつ い だい すけ 松 井 大 輔	男性	再任	社外 独立 取締役 (監査等委員)	13回/13回	9回/9回
4	あめ みや さ や か 雨 宮 沙耶花	女性	再任	社外 独立 取締役 (監査等委員)	13回/13回	9回/9回

候補者
番号
1

いの うえ まさ よし
井 上 昌 良

生年月日 1960年11月1日生

新任 所有する当社の株式数 52,635株

略歴および重要な兼職の状況

1989年11月 当社入社
2004年12月 当社管理部次長、経理課長兼総務課長
2009年 8月 当社管理部長
2019年 8月 当社執行役員 管理部長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

TONE ALPHA株式会社 監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり財務および会計業務に携わるとともに、管理部門を統括する立場として、人事、労務、法務など豊富な業務経験のもと高い見識を有しております。また、国内外グループ会社の経営にも携わっており、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材と判断し、新たに、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者
番号
2

かす い たかし
粕 井 隆

生年月日 1953年9月12日生

再任 所有する当社の株式数 10,000株

社外 社外取締役在任期間 9年

独立 監査等委員在任期間 8年

略歴および重要な兼職の状況

1978年 9月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）
入所
1982年 8月 公認会計士登録
1985年 9月 東邦ビジネスコンサルタント株式会社設立
代表取締役社長就任
2015年 8月 当社社外取締役
2016年 8月 当社社外取締役（監査等委員）
2024年 6月 永大産業株式会社 社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長
永大産業株式会社 社外取締役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、経営コンサルタントとしての長年の実績を有しておられ、企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを期待して、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号
3

まつ い だい すけ
松 井 大 輔

生年月日 1968年12月17日生

再任
社外
独立

所有する当社の株式数	0株
社外取締役在任期間	8年
監査等委員在任期間	8年

略歴および重要な兼職の状況

1996年4月 公認会計士登録
2000年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2008年11月 松井公認会計士事務所設立
税理士登録
2009年6月 大丸エナウィン株式会社 社外監査役
2015年8月 当社社外監査役
2016年6月 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）
2016年8月 当社社外取締役（監査等委員）
2020年7月 神陽監査法人 代表社員
2024年7月 ネクサス監査法人 代表社員
現在に至る

(重要な兼職の状況)

松井公認会計士事務所 所長
大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）
ネクサス監査法人 代表社員

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされることを期待して、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号
4

あめ みや さや か
雨 宮 沙耶花

生年月日 1978年8月12日生

再任	所有する当社の株式数	0株
社外	社外取締役在任期間	4年
独立	監査等委員在任期間	4年

略歴および重要な兼職の状況

2004年9月 弁護士登録
2004年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2015年3月 株式会社スタジオアリス 社外監査役
2016年3月 株式会社スタジオアリス 社外取締役(監査等委員)
2020年8月 当社社外取締役(監査等委員)
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
株式会社スタジオアリス 社外取締役(監査等委員)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、企業法務にも精通しており、これらを活かして当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを期待して、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、当社における地位および担当は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
2. 井上昌良氏は当社の子会社であるTONE ALPHA株式会社の監査役を兼務しております。当社は同社に対して当社製品群の卸売販売を行っております。
3. 井上昌良氏の保有する当社の株式数は、従業員持株会における本人の持分も含んでおります。
4. 当社は、雨宮沙耶花氏が所属している弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結しておりますが、取引金額は僅少であります。
5. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 松井大輔氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
8. 当社は、粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、井上昌良氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

**【ご参考】 第2号議案・第3号議案承認可決後の取締役体制
各取締役のスキルマトリックス**

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の本総会終結後の取締役会の構成および各取締役が保有する主なスキルは、次のとおりであります。

氏名	社外・独立	当社における地位	企業経営	開発	製造生産技術	営業マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル
矢野 大司郎		取締役社長 (代表取締役)	◎	◎	◎	○		○	○
平尾 元宏		常務取締役	○	◎	◎	○		○	○
平尾 昌彦		取締役	○	○	◎	◎		○	○
井上 昌良		取締役 (常勤監査等委員)					◎	○	
粕井 隆	●	取締役 (監査等委員)	◎				○	○	
松井 大輔	●	取締役 (監査等委員)					◎	○	
雨宮 沙耶花	●	取締役 (監査等委員)						◎	

- (注) 1. 各人保有のスキルのうち、とりわけ強みのあるものを◎、関連性が強いものを○とし、区分しております。
2. 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。
3. 上記「当社における地位」の記載内容は、本総会において選任された場合に予定されているものとなります。

以 上



交通のご案内

▶ 河内長野駅（南海高野線、近鉄長野線）からお越しの場合

バス：西出口バスのりば

南海バス「河内長野駅前」1番のりばから約**12分**
(河内長野駅前発9:19、9:30があります)

「市民交流センター前（図書館前）」下車、徒歩約**8分**

タクシー：西出口タクシーのりばから約**8分**

徒歩：西出口から約**25分**

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承のほどお願い申し上げます。